

(介護療養型医療施設)

■算定要件抜料 (指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等より抜料)

(下線は改正部分)

(1) 介護療養型医療施設 (療養病床を有する病院における介護療養施設サービス)

介護療養施設サービス費【新設・要件】	
<p>注7 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <p>注8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</p> <p>注9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。</p>	<p>※厚生労働大臣が定める基準 九十五の二 介護療養施設サービスにおける安全管理体制未実施減算の基準 指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項に規定する基準に適合していること。</p> <p>※指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項 第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 (略) 二 (略) 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 九十五の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイの注9、ロの注8及びハの注7の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定介護療養型医療施設基準第二条又は指定介護療養型医療施設基準附則第十九条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること。 ロ 指定介護療養型医療施設基準第十七条の二(指定介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。</p> <p>※指定介護療養型医療施設基準第十七条の二に規定する基準 第十七条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p>

栄養マネジメント加算【削除】	
【(7) 栄養マネジメント加算】は削除。	

安全対策体制加算【新設】	
<p>(17) 安全対策体制加算 20単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。</p>	<p>※厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>六十五の三 指定介護療養施設サービスにおける安全対策体制加算に係る施設基準</p> <p>イ 指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項に規定する基準に適合していること。</p> <p>ロ 指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。</p> <p>ハ 当該指定介護療養型医療施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>※指定介護療養型医療施設基準第三十四条第一項に規定する基準</p> <p>第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>

サービス提供体制強化加算【要件・区分】	
<p>(18) サービス提供体制強化加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p>	<p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>九十八 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>第九十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)(-)及び(二)、ロ(1)並びに(二)(1)(-)及び(二)中「介護老人保健施設」とあるのは、指定介護療養型医療施設が療養病床を有する病院である場合にあっては「指定介護療養施設サービスを行う療養病棟」と、療養病床を有する診療所である場合にあっては「指定介護療養施設サービスを行う病室」と、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては「指定介護療養施設サービスを行う認知症病棟」と、同号イ(3)中「通所介護費等算定方法第十三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十四号」と読み替えるものとする。</p> <p>※第九十三号の規定</p> <p>九十三 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。</p> <p>(二) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の三十五以上であること。</p> <p>(2) 提供する介護保健施設サービスの質の向上に資する取組を実施していること。</p> <p>(3) 通所介護費等算定方法第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。</p> <p>(2) イ(3)に該当するものであること。</p>

(介護療養型医療施設)

	<p><u>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。</u></p> <p><u>(ロ) 介護老人保健施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。</u></p> <p><u>(ハ) 指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</u></p> <p><u>(2) イ(3)に該当するものであること。</u></p>
--	--